

## 1. 施設の目的及び運営の方針

### (1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 高太会
事業者の所在地	群馬県富岡市妙義町下高田 144
事業者の連絡先	0274-73-3112
代表者氏名	矢野 勅仁

### (2) 施設の概要

種 別	幼保連携型認定こども園							
名 称	めぶきの森かんら							
所 在 地	群馬県甘楽郡甘楽町大字小川 328-7							
連 絡 先	(電話番号) 0274-67-5135 (FAX番号) 0274-67-5138							
施設長氏名	矢野 勅仁							
開設年月日	令和4年4月							
認可定員 <u>205名</u> (利用定員) 195名	2号	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	3号	9人	21人	30人	30人	30人	30人	150人
	1号				45人			45人
当園の基本理念・方針	<p>教育保育理念</p> <p>「子どもは自然の中で育つ」</p> <p>教育保育方針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然体験を通し非認知能力を育む</li> <li>・健康でたくましい心と体を育てる</li> <li>・達成感を得ることで自己肯定感を育む</li> <li>・季節の食材を取り入れ食の楽しさを育む</li> </ul>							

### (3) 施設の概要

敷地	敷地全体	5017.9 m <sup>2</sup>
	園庭	960 m <sup>2</sup>
園舎	構造	鉄骨造
	延床	1906.3 m <sup>2</sup>

### (4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
保育室	7室	
遊戯室	1室	
調理室	1室	
医務室	1室	
調乳室・沐浴室	各1室	
子育て支援室	1室	
トイレ	8箇所	

### (5) 職員体制（令和5年 4月 1日 現在）

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	
副園長・主幹保育教諭	1人	1人	人	
副主幹保育教諭	1人	1人	人	
保育教諭	26人	18人	8人	
看護師	1人	1人	人	准看護師
管理栄養士・栄養士	1人	1人	人	調理業務兼務
調理員	3人	人	3人	
事務員・用務員	2人	1人	1人	
嘱託医、歯科医、薬剤師	3人	人	3人	
合計	39人	24人	15人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで（同曜日が園行事の場合はその限りでない）	
保 育 時 間	教育標準時間	午前 8 時 30 分 ～ 午後 2 時 00 分（5.5 時間）
延 長 保 育	教育標準時間	朝：なし（必要に応じ実施することもある） 夕：預かり保育として午後 4 時 30 分まで対応
預 り 保 育	教育保育時間	午後 2 時 00 分 ～ 午後 4 時 30 分
開 所 時 間	月～金曜日	午前 8 時 30 分 ～ 午後 4 時 30 分
休 業 日	土曜日・日曜日・祝日	
	年度始休業（4月1日～4月5日）	
	夏季休業（8月8日～8月16日）	
	冬季休業（12月28日～1月6日） 年度末休業（3月28日～3月31日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保 育 時 間	保育標準時間	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分（11 時間）
	保育短時間	午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（8 時間）
延 長 保 育	保育標準時間	朝：なし 夕：午後 6 時 00 分～午後 7 時 00 分
	保育短時間	朝：午前 7 時 00 分～午前 8 時 30 分 夕：午後 4 時 30 分～午後 7 時 00 分
開 所 時 間	月～金曜日	午前 7 時 00 分～午後 7 時 00 分
	土曜日	午前 7 時 00 分～午後 6 時 00 分
休 業 日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～翌年1月3日）	

(7) 障がい児保育

めぶきの森の考え方・・・障がいがある子どもは障がいがない子どもと生活する事で大きな刺激を受けますし、障害のない子どもは障がいがある子どもを認める事で成長すると考えています。ただ、障がい児に対する公的支援が少ない中での保育となりますので、保

護者の方の理解と協力を得ながら行っていきます。

なお、障害児の保育時間は午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分までとします。

## (8) 利用料等

【甘楽町在住者】※甘楽町在住児の自己負担上限は月額 2,000 円（甘楽町が補助します）

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	保護者会費	1 月あたり	400 円 <small>（第 2 子以降 200 円）</small>
	給食主食費（2 号）	1 月あたり	無償
	給食費（1 号）	1 月あたり	無償
	行事など	その都度	
延長保育（2・3 号） 第 2 子以降は無償	午後 6 時までの延長保料	1 月あたり	1,000 円
		30 分あたり	100 円
	午後 6 時以降の延長保育料	1 月あたり	3,000 円
		30 分あたり	300 円
預かり保育（1 号） 第 2 子以降は無償	午後 4 時 30 分までの料金	1 月あたり	3,000 円
		30 分あたり	100 円

### 【甘楽町在住者以外】

利用者負担（月額保育料）	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担（保育料）		
実費徴収	保護者会費	1 月あたり	400 円 <small>（第 2 子以降 200 円）</small>
	給食主食費（2 号）	1 月あたり	500 円
	給食費（1 号）	1 月あたり	4,800 円
	お泊り保育等	その都度	
延長保育（2・3 号）	午後 6 時までの延長保料	1 月あたり	1,000 円
		30 分あたり	100 円
	午後 6 時以降の延長保育料	1 月あたり	3,000 円
		30 分あたり	300 円
預かり保育（1 号）	午後 4 時 30 分までの料金 （第 2 子以降は無償）	1 月あたり	3,000 円
		30 分あたり	100 円

## (9) 提供する特定教育・保育の内容

### 教育保育目標

- ・人間として生きる力を持てる子を育てる
- ・やさしく思いやるのある子を育てる
- ・たくましく元気な子を育てる

### 教育保育内容

「子どもは自然の中で育つ」という教育保育理念の基、散歩や園外保育をたくさん行い五感を育てる保育を行っています。リズムや音楽、絵本の読み聞かせ、絵を描くことも職員が積極的に研修を行い保育しています。

## (10) 年間行事予定

月	行 事 内 容
4月	新入園児歓迎会、クラス懇談会、保護者会総会
5月	こいのぼり、野菜苗植え
6月	クッキング保育（4・5歳児）、親子遠足、内科検診、歯科検診
7月	プール開き、スイカ割り、七夕、ジャガイモ掘り
8月	プール
9月	お泊まり保育（5歳児）、落花生収穫
10月	運動会、さつまいも掘り、りんご狩り（3・4・5歳児）
11月	観劇、山登り（5歳児）、新嘗祭、内科検診
12月	劇発表会、クリスマス会
1月	七草粥、まゆだま作り、110番の日
2月	節分
3月	雛祭り、卒園式（年長児）、 お別れ遠足（年長：埼玉こども自然動物公園・1歳～年中：サファリパーク）

\*お誕生日会、避難訓練は毎月実施

\*内科検診（年2回）、歯科検診（年1回）

(11) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

<p>利用者の決定</p>	<p>1号認定 園が決定します 2・3号認定 甘楽町が決定します</p>
<p>退園理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者から退園の申出があったとき</li> <li>・利用継続が不可能であると市が認めたとき</li> <li>・保育料の滞納が3ヶ月続いたとき</li> <li>・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき</li> </ul>
<p>利用に当たっての留意事項</p>	<p><b>園をお休みする時</b></p> <p>必ず8時30分までに園へ連絡をお願いします。</p> <p><b>園に遅れてしまう場合</b></p> <p>当日の朝8時30分までに連絡をお願いします。</p> <p><b>お迎え</b></p> <p>お迎えの時間は、預り保育を希望しない1号認定の園児は午後1時30分～2時00分の間、それ以外の園児は午後4時00分から4時30分の間にお願いします。</p> <p>午後4時30分以降の迎えについては標準時間認定の園児についても延長保育申込書（利用料は無料）の提出をお願いします。</p> <p><b>食物アレルギーがある場合</b></p> <p>食物アレルギーが疑われる場合や食物アレルギーを持っている場合は、必ず「食物アレルギー連絡票」に連絡事項を記入し、除去食の指示を明確に伝えて下さい。アレルギー疾患が緩和され症状が出なくなった時は「除去解除申請書」を提出して下さい。</p> <p><b>洋服・靴などに関すること</b></p> <p>洋服：めぶきの森では園服やスモッグのようなものは無く、汚れてもかまわない自由な私服で登園して頂いておりますが、<b>動きが制</b></p>

	<p>約されない、子どもが汚れを気にしなくて良いシンプルな洋服を準備して下さい。</p> <p>靴：毎日お散歩に出掛けてたくさん歩きますので、靴は足に優しいしっかりしたものを選んであげてください。こども園用に1足準備して下さい。</p> <p>その他：昼寝のフutonは、最低でも月に2度は持ち帰って干し、カバー類の洗濯をお願いしています。（送り出しの時、渡していません）夏場や梅雨の時期などは出来れば毎週持ち帰りをし、清潔を保てるよう心掛けて下さい。</p>
--	--

## (12) 嘱託医

医療機関の名称	もみの木こどもクリニック
医 院 長 名	菊池 修
所 在 地	甘楽郡甘楽町福島 818-4
電 話 番 号	0274-67-1040

## (13) 嘱託歯科医

医療機関の名称	ふくしま町歯科クリニック
医 院 長 名	斉藤 修一
所 在 地	甘楽郡甘楽町福島 818-1
電 話 番 号	0274-74-7451

## (14) 嘱託薬剤師 令和4年8月1日より

医療機関の名称	七日市薬局
医 院 長 名	金子あすか
所 在 地	富岡市七日市字本田 4 4 8 - 1
電 話 番 号	0274-70-2500

## (15) 緊急時における対応方法

<b>病気のとき</b> <p>伝染する病気については、別紙の《登園許可書が必要な病気》に記入されている通り、医師に相談し登園許可を受け「意見書（登園許可証）」に捺印してもらい園に提出し登園して下さい。尚、インフルエンザについては罹患証明書で代用を可としています。</p>
<b>下痢のとき</b> <p>下痢が続くような時や水便が出る時は、脱水症状が心配されます。また伝染するウイルス性の下痢もありますので登園は控えて下さい。こども園で下痢が出たときは保護者へ連絡させていただきます。</p>
<b>こども園で熱の出た時</b> <p>発熱は、37.5 度以上のときは、保護者に連絡をしますので「児童票」に記入する連絡先は明確にして下さい。</p>
<b>こども園でケガの時</b> <p>基本的には富岡総合病院の救急外来に連れて行きます。保護者にも連絡をします。</p>

### 【管轄する消防署】

消 防 署 名	富岡消防署甘楽分署
所 在 地	群馬県甘楽郡甘楽町小川 328-1
電 話 番 号	0274-74-3139

### 【管轄する警察署】

警 察 署 名	富岡警察署
所 在 地	群馬県富岡市富岡 1198
電 話 番 号	0274-62-0110

## (16) 非常災害対策

防 火 管 理 者	矢野勅仁
消防計画届出年月日	令和 4 年 4 月 1 日
避 難 訓 練	避難及び消火を想定した訓練を月 1 回実施します。
防 災 設 備	火災報知器、消火器を備えています。
避 難 場 所	めぶきの森かんら（避難所指定予定）
緊急時の連絡手段	園の一斉メールで連絡します。



### (17) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	石井悦代	副園長
相談・苦情解決責任者	矢野勅仁	園長
第三者委員	山田征弘	社会福祉法人高太会 監事
	齋藤公昭	社会福祉法人高太会 監事

### 【要望・苦情等への対応方法】

こども園に対する要望や苦情は、できるだけ直接申し出て下さい。すぐ対応できると思います。こども園と保護者の信頼関係の上に園の運営が成り立つと思っています。口では言いにくい場合は「苦情、相談受付箱」が設置してありますし、メールでも提言を受け付けております。最善の方法を相談し、善処します。

しかし、めぶきの森の教育保育方針に関わる事、その申し出により第三者に影響が生じる事につきましては、要望に沿えない場合もあります。いずれの場合でも、子どもの利益を最優先します。

### (18) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	公益社団法人 全国私立保育園連盟 「ほいくのほけん」 独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の内容	園児賠償責任保険、医療費
保険金額	対人1名2億円／1事故10億円 対物1事故200万円 医療費は自己負担額を補償

### (19) 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

園のホームページや園長のブログ、SNS等で園児の写真にあたっては、事前に保護者の同意を得ています。

## (20) その他保護者に説明すべき事項

### 園に薬を持参する場合

病院での薬はできるだけ2回（朝、夜）処方をお願いして下さい。（お迎えの遅い場合やお子さんの体調によっては3回でかまいません。）薬持ちの日は、必ず「くすり連絡票」に記入し、職員に声を掛けて手渡して下さい。持ってくる薬は名前を記入し、飲み薬は1回で飲みきる分量（水薬も）で複数薬がある場合はバラバラにならない様にして下さい。（ホチキスで止める・ビニール袋に入れる）継続して薬を使用する場合でも毎日「くすり連絡票」に記入して下さい。（塗り薬、目薬も）

### 感染症にかかった時

伝染する病気については、別紙の「登園許可書が必要な病気」に記入されている通り、医師に相談し登園許可を受け「意見書（登園許可証）」に捺印してもらい園に提出し登園して下さい。

### インフルエンザにかかった時

インフルエンザは大変感染の強いウイルスです。また、かかると症状も強く体に大きな負担があります。インフルエンザウイルスは発熱してある程度時間が経過していないとウイルス確認検査で陰性（－）と出ることもあります。ウイルスの流行している時期は、次の日に熱が微熱位に下がっても、小児科の先生にもう一度相談して検査をお願いします。

### 予防接種を受けた場合

予防接種を受けた後は、副反応の心配（予防接種の後に、熱が出たり、きげんが悪くなったり、はれたり、しこりがでたりすることがあります）もありますので家庭で安静に過ごして下さい。

### 新型コロナウイルス

5類への変更を受けてインフルエンザと同様の対応となりました。園児が感染した場合は、園に連絡をした上で所定の期間の自宅待機をお願いします。

また、通常の園生活において園児はマスクの着用をしません。保護者の方の意向で着用する時は名前を書いた替えのマスクを園に持って来ておいてください。

## (21) 入園選考

	募集時期	通年	選考時期	随時
入園選考	選考方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 甘楽町在住者を優先します。</li> <li>• 兄弟姉妹が在園している場合は優先して選考決定を行う。</li> <li>• 園長が入園を必要と認めた場合は、前号の次に優先して選考決定を行う。</li> </ul>		
	障がい児	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 園の教育・保育方針と運営に賛同いただけるご家庭で、園長が集団保育可能な幼児と判断した場合選考決定を行う。</li> <li>• なお、1号認定時間もしくは保育短時間で対応する。</li> </ul>		